

令和6年度ICT商店街モデル事業募集要領

秋田市商工貿易振興課

1 事業の目的

商店街のICT環境整備を促進することにより、国内外の観光需要を取り込み、商店街の振興を図る。

2 事業の概要

(1) 補助率、補助限度額

ア 対象事業費の50%以内、限度額100万円。

イ これまでにICT商店街モデル事業を利用していない事業とする。

(2) 補助対象者

秋田市商店街連盟に加盟する商店街、複数の商店街

3 申請方法

事業着手前に商工貿易振興課に事前相談の上、補助金交付申請書等必要書類を提出すること。

4 補助対象事業

(1) ICTコンサルタント等の専門家※を招へいし、事業を実施するためのICTにかかる指導等を受けること。

(2) 商店街のICT導入による情報発信やハード整備にかかる事業であって、商店街全体でICT導入の取組方針を協議・検討したことが認められるもの（ICTにかかる指導を受けた場合に限る。）。

※ICTコンサルタント等の専門家：ICTを活用した商店街の振興等に対して、専門的な助言・指導等ができる商店街団体構成員以外の者。

5 事業の対象となる経費

区分	内容
1 ICTコンサルタント等の専門家招へい経費	会議費（ICTコンサルタント等の専門家が参加している場合に限る。）、会場借上料（ICTコンサルタント等の専門家が参加している場合に限る。）、指導費、コンサルタント費、ICTコンサルタント等の専門家の招へい旅費、その他ICTコンサルタント等の専門家依頼経費等
2 ソフト整備にかかる経費	SNSおよびWebサイト等の効果的な利活用やシステム開発および構築等にかかる経費
3 ハード整備にかかる経費	QRコード付の案内看板作製、免税施設専用レジ設置、公衆無線LAN環境の整備等に要する経費

備考（対象とならない経費の例）

- ・一般的な流通価格と比べて、著しく高価な物品の購入費
- ・交付決定前に支払った経費
※着手前に補助金交付決定前着手届を提出したときは、この限りではない。
- ・消費税等相当額
※ただし、補助事業者が消費税の課税事業者には該当しない場合は、補助対象経費とする。
- ・領収書のないものや、支出した内容が不明瞭なもの
- ・その他、補助の対象として不適切と判断する経費